

⑤ 空き家除却支援補助



老朽空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した
空き家の解体費用の一部を補助します。

補助対象者 老朽空き家の所有者など

対象空き家 市内にある空き家及び空き店舗

補助額等

空き家を除却（解体・撤去）する費用
（補助限度額:10万円, 補助率 1/10）

提出書類

補助申請時 事業実施前

- ① 交付申請書
- ② 解体費等の見積書（写し）等
- ③ 空き家の現在の所有者が確認できるもの
（登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳）
- ④ 工事計画書
- ⑤ 解体工事業等の許可証の写し
- ⑥ 建築リサイクル届出書の写し
（建設リサイクル法届出工事の場合）
- ⑦ 市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑧ その他市が必要と認めた書類（誓約書等）

実績報告時 事業完了後

- ① 事業実績書
- ② 解体費等の領収書（写し）
- ③ 空き家の除却前・中・後の写真
- ④ 再資源化等報告書の写し
（建設リサイクル法届出工事の場合）

条件

江田島市に登録された空き家であること
市内事業者で解体を行う者

注意点

申請前に都市整備課に相談すること
補助申請後、交付決定を受けた会計年度
の3月10日までに実績報告すること
交付決定後に、申請内容や補助金額を
変更するときは、事業計画変更承認申請
書の提出が必要になります

危険家屋除却補助との併給は不可

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647